

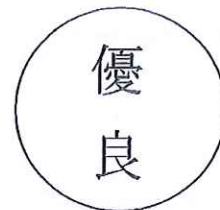


許可番号 第01220003319号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号

氏 名 木材開発株式会社
代表取締役 谷 正剛



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成27年7月21日

許可の有効年月日 平成34年7月20日

複写無効

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 木くず, イ 繊維くず (廃畳に限る。)

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理に当たっては, 騒音に係る規制基準を遵守し, 周辺環境の保全に万全を期すこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年5月7日 新規許可

平成27年7月21日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 (施行令第7条第8号の2) (平成16年3月25日, 第15-5-2-135号)	木くず 360 t/日 (20t/h×18h) (平成16年4月26日) 繊維くず 40.1 t/日 (2.23t/h×18h) (平成21年3月10日)	1	千葉県市川市 本行徳 2554番13
木くずの保管場	581 m ² 2,079 m ³	1	
繊維くずの保管場	24 m ² 60 m ³	1	
残さの保管場	15 m ² 25 m ³	1	
処理後物(木くず及び繊維くず)の保管場	49 m ² 440 m ³	1	
処理後物(木くず及び繊維くず)の保管場	47 m ² 426 m ³	1	
処理後物(木くず及び繊維くず)の保管場	39 m ² 355 m ³	1	
木粉の保管場	13 m ² 108 m ³	1	
残さ物(鉄くず)の保管場	3.6 m ² 2.5 m ³	1	
残さ物(鉄くず)の保管場	10 m ² 7.5 m ³	1	

以下余白

